

早島町社会福祉協議会 評議員の費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償等に関する事項について定める。

(報酬)

第2条 評議員に報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

- 2 評議員が特別職を含む公務員である場合、費用弁償は支給しない。
- 3 出張の場合は、本会旅費規程による。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1

費用弁償の額	1回当たり1,500円
--------	-------------

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 早島町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成9年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。